

報告資料 1

昭島市教育委員会検査事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

昭島市教育委員会

教育長 山下秀男

昭島市教育委員会規則第 4 号

昭島市教育委員会検査事務規則の一部を改正する規則

昭島市教育委員会検査事務規則（平成 8 年昭島市教育委員会規則第 5 号）
の一部を次のとおり改正する。

別表教育委員会検査員の項 1(1) 及び(2) を次のように改める。

- (1) 原材料費に関する契約で 1 件の予定価格が 30 万円を超え 80 万円以下のもの
- (2) 需用費のうち消耗品費、燃料費及び印刷製本費に関する契約で 1 件の予定価格が 30 万円を超え 80 万円以下のもの

別表教育委員会検査員の項 1(4) 中「が 30 万円」を「が 50 万円」に改め、
同項 2(1) 中「使用料及び賃借料、原材料費並びに」を削り、同項 2(2) から(4) までを次のように改める。

- (2) 使用料及び賃借料に関する契約で 1 件の予定価格が 40 万円以下のもの
- (3) 次に掲げる契約で 1 件の予定価格が 30 万円以下のもの
 - ア 原材料費に関するもの
 - イ 需用費のうち消耗品費、燃料費及び印刷製本費に関するもの
- (4) 次に掲げる契約で 1 件の予定価格が 50 万円以下のもの
 - ア 需用費のうち修繕料に関するもの
 - イ 委託料に関するもの
 - ウ 校舎その他の施設の維持管理のための工事請負費に関するもの

別表教育委員会検査員の項2中(5)及び(6)を削り、(7)を(5)とし、(8)を削り、(9)から(12)までを3ずつ繰り上げ、同項2に次のように加える。

(10) 学校給食用食材の購入に関する契約

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭島市教育委員会検査事務規則新旧対照表

下線は、改正部分を示す。

新		旧	
別表（第2条関係） 検査員の検査担当区分		別表（第2条関係） 検査員の検査担当区分	
検査員の区分	検査の範囲	検査員の区分	検査の範囲
教育委員会検査員	<p>1 昭島市教育委員会に係る次に掲げる契約</p> <p>(1) <u>原材料費に関する契約で1件の予定価格が30万円を超え80万円以下のもの</u></p> <p>(2) <u>需用費のうち消耗品費、燃料費及び印刷製本費に関する契約で1件の予定価格が30万円を超え80万円以下のもの</u></p> <p>(3) 備品購入費に関する契約で1件の予定価格が10万円を超え50万円以下のもの</p> <p>(4) 校舎その他の施設の維持管理のための次に掲げる契約で1件の予定価格が<u>50万円</u>を超え130万円以下のもの</p> <p>ア 工事請負費に関するもの</p> <p>イ 需用費のうち修繕料に関するもの</p> <p>2 昭島市教育委員会事務局学校教育部教育総務課に係る次に掲げる契約</p> <p>(1) 需用費のうち食糧費に関する契約で1件の予定価格が10万円以下のもの</p> <p>(2) <u>使用料及び賃借料に関する契約で1件の予定価格が40万円以下のもの</u></p>	教育委員会検査員	<p>1 昭島市教育委員会に係る次に掲げる契約</p> <p>(1) <u>需用費のうち消耗品費及び燃料費に関する契約で1件の予定価格が10万円を超え30万円以下のもの</u></p> <p>(2) <u>需用費のうち修繕料に関する契約（校舎その他の施設の維持管理のための契約を除く。）で1件の予定価格が30万円を超え50万円以下のもの</u></p> <p>(3) 備品購入費に関する契約で1件の予定価格が10万円を超え50万円以下のもの</p> <p>(4) 校舎その他の施設の維持管理のための次に掲げる契約で1件の予定価格が<u>30万円</u>を超え130万円以下のもの</p> <p>ア 工事請負費に関するもの</p> <p>イ 需用費のうち修繕料に関するもの</p> <p>2 昭島市教育委員会事務局学校教育部教育総務課に係る次に掲げる契約</p> <p>(1) <u>使用料及び賃借料、原材料費並びに需用費のうち食糧費に関する契約で1件の予定価格が10万円以下のもの</u></p> <p>(2) <u>委託料に関する契約（教育研究奨励に基づく研究の委託に関する契約を除く。）で1件の予定価格が30万円以下のもの</u></p>

新		旧
<p>(3) 次に掲げる契約で1件の予定価格が30万円以下のもの</p> <p>ア <u>原材料費に関するもの</u></p> <p>イ <u>需用費のうち消耗品費、燃料費及び印刷製本費に関するもの</u></p> <p>(4) 次に掲げる契約で1件の予定価格が50万円以下のもの</p> <p>ア <u>需用費のうち修繕料に関するもの</u></p> <p>イ <u>委託料に関するもの</u></p> <p>ウ <u>校舎その他の施設の維持管理のための工事請負費に関するもの</u></p> <p>(5) 備品購入費に関する契約で1件の予定価格が10万円以下のもの</p> <p>(6) 役務費に関する契約</p> <p>(7) 需用費のうち光熱水費に関する契約</p> <p>(8) 物件の借入れに関する契約</p> <p>(9) 昭島市立学校における図書館用資料の購入契約に関するもの</p> <p>(10) 学校給食用食材の購入に関する契約</p>		<p>(3) 需用費のうち消耗品費及び燃料費に関する契約で1件の予定価格が10万円以下のもの</p> <p>(4) 需用費のうち印刷製本費に関する契約で1件の予定価格が30万円以下のもの</p> <p>(5) 教育研究奨励に基づく研究の委託に関する契約で1件の予定価格が40万円以下のもの</p> <p>(6) 需用費のうち修繕料に関する契約で1件の予定価格が30万円以下のもの</p> <p>(7) 備品購入費に関する契約で1件の予定価格が10万円以下のもの</p> <p>(8) 校舎その他の施設の維持管理のための工事請負費に関する契約で1件の予定価格が30万円以下のもの</p> <p>(9) 役務費に関する契約</p> <p>(10) 需用費のうち光熱水費に関する契約</p> <p>(11) 物件の借入れに関する契約</p> <p>(12) 昭島市立学校における図書館用資料の購入契約に関するもの</p>

新		旧	
教育委員会所管 課検査員	1 教育委員会検査員の検査の範囲のうち第2項各号に掲げる契約で所管課検査員が属する課、昭島市民会館又は昭島市公民館に係るもの	教育委員会所管 課検査員	1 教育委員会検査員の検査の範囲のうち第2項各号に掲げる契約で所管課検査員が属する課、昭島市民会館又は昭島市公民館に係るもの